

別添 2 内航運送に係る貨物利用運送事業の登録及び許可の申請等の処理について

一 内航運送に係る貨物利用運送事業の範囲及び対象について

- 1 内航運送に係る貨物利用運送事業とは、内航運送を利用した輸送活動を行い、又は本邦内における集配活動及び内航運送を利用した輸送活動を一貫して行い、自ら運送証券を発行する等荷主に対し運送責任を負って貨物運送サービスを提供する事業をいう。

この場合において、原則としては、運送証券記載上の運送人を対象事業者とするが、運送証券記載上の運送人の名義が単に形式的なものに過ぎず、荷主との間の営業活動、運送契約の締結、損害賠償の際の対応等を別に行うときは、その者を規制対象とする。

ただし、次のいずれかに該当する場合については、当該貨物利用運送事業の対象外となるので、留意されたい。

取扱貨物の直接の取引相手方が、内航貨物利用運送事業事業者（内航運送業を兼業していない者）である場合

当該事業者が内航運送業を兼業しておらず、その事業形態が次のいずれにも該当しない場合

内航運送業を含む運送を一貫運送として引き受けるものであること。

小口貨物の集荷機能を果たすものであること。

大規模荷主の輸送計画の代行的役割を果たすものであることに該当するものであること。

当該事業者が内航運送業を兼業しており、その事業形態が次のいずれにも該当しない場合

上記 又は に該当する場合

海上運送法第 28 条の協定等に基づき常時他の運送事業者を使用する場合

その他の場合にあっては、使用船舶の運航効率を高めるために必要である場合等内航運送業の円滑な遂行にとって最小限度必要であると認められる場合

内航船舶貸渡業（内航運送業を兼業している者を除く。）を兼業している場合

- 2 自動車航送を行う貨物定期航路または、貨物不定期航路に就航する船舶（いわゆる貨物フェリー）を運航する内航船舶運航事業者と運送に関する契約を締結し、荷主に対して運送責任を負って貨物運送サービスを提供する場合も内航運送に係る貨物利用運送事業に該当するため、本法による規制の対象となる。

- 3 なお、陸上輸送の一環として、運送に関する契約を締結せず旅客フェリーを利用し貨物運送サービスを提供する場合には、内航運送に係る貨物利用運送事業に該当しないため、貨物利用運送事業法（以下「法」という。）による規制の対象とならない。

二 第一種貨物利用運送事業の登録（変更登録）に当たっての具体的処理基準

1 事業計画（施設）の適切性

（１）貨物利用運送事業を遂行するために必要な施設の保有

使用権原のある営業所、事務所、店舗等を保有しているものであること。また、当該営業所等が関係法令に抵触しないものであり、規模が適切なものであること。

（２）貨物の保管体制を必要とする場合にあっては、貨物利用運送事業の遂行に必要な保管能力を有し、かつ盗難等に対する適切な予防方法を講じた保管施設を保有していること。また、当該保管施設が関係法令に抵触しないものであること。

2 事業適確遂行能力

（１）財産的基礎

貨物利用運送事業の遂行に必要な最低限度の財産的基礎（純資産３００万円以上）を有していること。

（２）経営主体

貨物利用運送事業法第６条第１項第１号から第５号までに規定する登録拒否要件に該当しないこと。

3 その他留意事項

登録申請書の受理について、申請書の記載事項の不備又は申請書に必要な添付書類が添付されていない等法令に定められた申請の形式上の要件に適合しない申請であることが外形上明確に判断し得る場合は、行政手続法（平成５年法律第８８条）第７条の規定に基づき、速やかに申請者に対し当該申請の補正を求めることとするものとする。

また、申請の内容が、上記一の１ から までのいずれかに該当する場合は、不正な手段による登録申請として、法第１６条第２号の規定に基づき、登録後に事業停止又は登録取消し処分を行う旨を教示するとともに、申請者に対し当該申請の補正を求めることとするものとする。

三 第二種貨物利用運送事業の許可（事業計画変更認可）に当たっての具体的処理基準

1 内航運送との接続の適切性

内航海運による貨物輸送の利用効率の向上に資するものと認められる事業運営体制の整備及び輸送量の確保が行われるものであること。

2 事業計画の適切性

（１）事業内容の一般性

単なる代理店ではなく、コモン・キャリアとしての役割を果たす貨物利用運送事業

であることに鑑み、広く一般の需要に応ずるに足りる事業内容となっていること。

(2) 貨物利用運送事業を遂行するために必要な施設の保有

使用権原のある営業所、事務所、店舗等を保有しているものであること。また、当該営業所等が関係法令に抵触しないものであり、規模が適切なものであること。

(3) 貨物の保管体制を必要とする場合にあっては、貨物利用運送事業の遂行に必要な保管能力を有し、かつ盗難等に対する適切な予防方法を講じた保管施設を保有していること。また、当該保管施設が関係法令に抵触しないものであること。

3 事業適確遂行能力

(1) 財産的基礎

貨物利用運送事業の遂行に必要な最低限度の財産的基礎（純資産 3 0 0 万円以上）を有していること。

(2) 過去数年間の健全経営

過去 3 か年程度法人の経常収支が健全であること。（新たに法人を設立する場合にあっては、健全な経営が行われるものと認められるものであること。）

(3) 組織・経営主体

貨物利用運送事業の遂行に必要な組織及び法令知識を有し、事業運営に関する指揮命令系統が明確であり、法第 2 2 条に規定する欠格事由に該当しないものであること。

4 集配事業計画の適切性

(1) 集配体制

- ・集配営業所ごとに集配車両 2 両以上を含む集配体制が整っていること。
- ・自己の車両で集配をする場合にあっては、当該集配業務に適切な構造を有する事業用自動車の使用権原を有すること。

(2) 自己の車両で集配をする場合

自動車車庫

- ・配置する計画車両を収容し得る車庫を有すること。この場合、車両と車庫の境界及び車両相互間の間隔が 5 0 cm 以上確保されていること。
- ・所有権又は使用権の裏付けがあり、かつ、関係法令に抵触しないものであること。
- ・他の使途に使用されないものであること。

運行管理体制（自社の貨物自動車運送事業からの併用部分を除く。）

- ・運行管理者及び整備管理者の選任等事業の適正な運営を確保するために必要な運行管理体制を整えていること。
- ・集配事業計画に基づき配置される集配車両数が 5 両以上の場合には、貨物自動車運送事業輸送安全規則第 3 4 条及び第 1 8 条の規定に基づき運行管理者を選任すること。
- ・事業計画の遂行に十分な数の集配自動車の運転者を常に確保できるものであること。

(3) 集配業務を他の者に委託する場合

- ・ 受託者との間に、集配業務委託契約が締結されていること又はこれと同等のものと認められ得ること。
- ・ 受託者が内航海運に係る第二種貨物利用運送事業者であること又は海上貨物の集配のために必要な体制を有している一般貨物自動車運送事業者であること。